





- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまツサージ指導師（以下この項において「理学療法士等」といふ。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置してあるもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練計算として、1につき12単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となつた入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定している場合は、算定しない。
- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設については、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を10で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症（法第53条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者生活支援員」といふ。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関する専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」といふ。）であつて専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（看護師等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設については、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で看護師等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対する居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、介護老人福祉施設サービス費、小規模介護老人福祉施設サービス費、旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護老人福祉施設サービス費（注1）、小規模介護老人福祉施設サービス費（注2）、旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費（注3）又は小規模旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費（注4）を算定する。

- 16 次のいすれかに該当する者に対して、介護老人福祉施設サービス費、小規模介護老人福祉施設サービス費、旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費（注1）、旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費（注2）又は小規模旧措置入所者介護老人福祉施設サービス費（注3）を算定する。  
イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- 八 初期加算
- 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- 二 退所時等相談援助加算
- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (2) 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 |
| (3) 退所前連携加算     | 400単位 |
| (4) 退所後連携加算     | 500単位 |
- 注 1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行うたときも、同様に算定する。  
2 (2)については、入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。  
3 (3)については、入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等の家族等に対し退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間に亘り当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第50条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定



三 認知症行動・心理状況対応加算

注 医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

タ

サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

統支援加算を算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)イ

(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ

(3) サービス提供体制強化加算(1)ハ

(4) サービス提供体制強化加算(1)カ

レ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1)イ からタまでにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(1)ロ イからタまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(1)ハ イからタまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護保健施設サービス費 (1日につき

(1) 介護保健施設サービス費(1)イ

(2) 介護保健施設サービス費(1)ロ

(3) 介護保健施設サービス費(1)ハ

(4) 介護保健施設サービス費(1)カ

(5) 介護保健施設サービス費(1)カ

(6) 介護保健施設サービス費(1)カ

(7) 介護保健施設サービス費(1)カ

(8) 介護保健施設サービス費(1)カ

(9) 介護保健施設サービス費(1)カ

(10) 介護保健施設サービス費(1)カ

(11) 介護保健施設サービス費(1)カ

(12) 介護保健施設サービス費(1)カ

(13) 介護保健施設サービス費(1)カ

(14) 介護保健施設サービス費(1)カ

(15) 介護保健施設サービス費(1)カ

(16) 介護保健施設サービス費(1)カ

(17) 介護保健施設サービス費(1)カ

(18) 介護保健施設サービス費(1)カ

四 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(1) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(2) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(3) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(4) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(5) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(6) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

五 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(1) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(2) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(3) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(4) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(5) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

六 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(1) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(2) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(3) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(4) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(5) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

七 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(1) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(2) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(3) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(4) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(5) 介護保健施設サービス費(1)

a 要介護1

b 要介護2

c 要介護3

d 要介護4

e 要介護5

(三) 介護保健施設サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	800単位 876単位 969単位 1,043単位 1,118単位
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	800単位 876単位 969単位 1,043単位 1,118単位
口 ユニット型介護保健施設サービス費(1)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	800単位 876単位 969単位 1,043単位 1,118単位
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	800単位 876単位 969単位 1,043単位 1,118単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 966単位 1,048単位 1,222単位 1,297単位
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 966単位 1,048単位 1,222単位 1,297単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 966単位 1,048単位 1,222単位 1,297単位
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	774単位 819単位 881単位 934単位 1,063単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	816単位 890単位 952単位 1,008単位 1,063単位
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 960単位 1,053単位 1,128単位 1,202単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	774単位 819単位 881単位 934単位 985単位
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 960単位 1,121単位 1,196単位 1,271単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	816単位 890単位 952単位 1,008単位 1,063単位
(三) ユニット型介護保健施設サービス費(iii)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 960単位 1,053単位 1,128単位 1,202単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 960単位 1,121単位 1,196単位 1,271単位
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	885単位 966単位 1,079単位 1,155単位 1,229単位



(2) 老人訪問看護指示加算

300单位

定期宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号に規定する

1. (1)については、入所期間が1ヶ月を超えること見込まれる入所者の退所に先立つて当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所1ヶ月（イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)）にて、入所後早期に退所前訪問指導の必要があると認められた者に限って算定する。  
2. 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。ただし、入所後訪問指導加算を算定した月においては、算定しない。  
3. (1)の(ニ)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して施設上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該住民健康手帳等を訪問し、連絡調整、情報収集等を行ったときも、

**注** 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人1人当たりの月額料金をもとにして、年間の料金を算出し、その料金をもとに、介護老人の年齢別に区分して、各年齢層の年間の料金を算出する。

(1)の(△)については、次に掲げる区分のいすゞ車に該する場合に、所定単位数を加算する。

既設のものと同様、施設内に入居してこの未対応性をした場合、未対応ノンストップとして、1日につき所定単位数を加算する。  
経口移行加算  
ト  
28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経営により食事を提供している人所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口

る場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の

移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が実施された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき貯蓄出金額を加算する。

前に限り、入所者1人につき、1月に1回を限度として算定する。  
(1)の(四)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を繼續する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て

ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。  
2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行

当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人に限り算定する。

う栄養管理及び言語聽覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき監視して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び

人所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供せしときも、同様に認定する。

援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。  
チ 経口維持加算

(2) 経口維持加算(II)  
注1 (II)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、  
100単位

所者が利用を希望する旨店舗外支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスに必要な情報を提供する。

に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、看護栄養士、看護師、介護支援士

又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行ひ、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該医師（精神科医師又は精神科医師の監修する精神科医師）

看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第55条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）、指定定期巡回・随時対応型訪問看護についても、入が者の退院時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問

成して、心物のめりこで、当該計画に従い、医師入院料の日額、医療料金の日額を  
う場合においては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。  
注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画

介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の2に規定する指定定期巡回・随時訪問介護看護をいう。以下同じ。）（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第3条の3第4号に規定する訪問看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（看護サービス（指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。）を行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該人所者の選定する指定訪問看護ステーション（指

が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている介護老人保健施設が、経口維持加算(1)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 3 経口による維持的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (1) 口腔衛生管理体制加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (2) 口腔衛生管理加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- (3) 痢疾加算  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1月につき所定単位数を加算する。  
イ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- (4) 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
- (5) 特定治療  
注 下「医科診療報酬点数表」という。)第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第30号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (6) 所定疾患施設療養費(1月につき)  
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、授業、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。  
2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。  
3 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。
- 18単位 30単位
- 110単位 200単位
- 350単位 4 単位
- レ (1) 認知症専門ケア加算(I)  
(2) 認知症専門ケア加算(II)
- 注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1月につき所定単位数を加算する。
- 18単位 30単位
- 350単位 4 単位
- レ (1) 認知症専門ケア加算(I)  
(2) 認知症専門ケア加算(II)
- 注 過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、当該入所者は又はその家族の同意を得た上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該介護老人保健施設に併設する保険医療機関(認知症疾患医療センター及びこれに類する保険医療機関を除く。)に対する紹介を行った場合は算定しない。
- 18単位 30単位
- 350単位 4 単位
- レ (1) 地域連携診療計画情報提供加算  
注 医科診療報酬点数表の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、当該退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に当該入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 18単位 30単位
- 350単位 4 单位
- レ (1) サービス提供体制強化加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) サービス提供体制強化加算(I)  
(2) サービス提供体制強化加算(II)  
(3) サービス提供体制強化加算(III)  
(4) サービス提供体制強化加算(IV)
- 18単位 12単位 6 単位 6 単位
- レ (1) 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからツまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数  
(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからツまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数  
(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3 ケ 療養施設サービス	
(1) 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	
(一) 療養型介護療養施設サービス費(1)	
a 療養型介護療養施設サービス費(1)	
i 要介護1	641単位
ii 要介護2	744単位
iii 要介護3	957単位
iv 要介護4	1,062単位
v 要介護5	1,147単位
b 療養型介護療養施設サービス費(2)	
i 要介護1	669単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	1,010単位
iv 要介護4	1,109単位
v 要介護5	1,198単位
c 療養型介護療養施設サービス費(3)	
i 要介護1	659単位
ii 要介護2	765単位
iii 要介護3	995単位
iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,180単位
d 療養型介護療養施設サービス費(4)	
i 要介護1	745単位
ii 要介護2	848単位
iii 要介護3	1,071単位
iv 要介護4	1,166単位
v 要介護5	1,251単位
e 療養型介護療養施設サービス費(5)	
i 要介護1	778単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,119単位
iv 要介護4	1,218単位
v 要介護5	1,307単位
f 療養型介護療養施設サービス費(6)	
i 要介護1	766単位
ii 要介護2	873単位
iii 要介護3	1,102単位
iv 要介護4	1,199単位
v 要介護5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(7)	
a 療養型介護療養施設サービス費(1)	
i 要介護1	586単位
ii 要介護2	689単位
iii 要介護3	841単位
iv 要介護4	987単位
v 要介護5	1,027単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(8)	
i 要介護1	755単位
ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,002単位
iv 要介護4	1,089単位
v 要介護5	1,175単位

(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	1,121単位 1,218単位 1,306単位
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	i 要介護1 ii 要介護2 iii 要介護3 iv 要介護4 v 要介護5	650単位 754単位 857単位 944単位 1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	i 要介護1 ii 要介護2 iii 要介護3 iv 要介護4 v 要介護5	755単位 860単位 962単位 1,048単位 1,136単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	767単位 870単位 946単位 1,006単位 1,091単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	767単位 870単位 946単位 1,006単位 1,176単位
(四) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	1,048単位 1,136単位 1,273単位 1,324単位 1,365単位
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	870単位 953単位 1,030単位 1,136単位 1,235単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	785単位 891単位 980単位 1,093単位 1,218単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(W)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	767単位 870単位 970単位 1,093単位 1,218単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	795単位 903単位 1,093単位 1,234単位 1,365単位
注1 療養病床 (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第33号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービス(同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。たゞし、当該勤務を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。		
3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。		
4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設に該当する指定介護療養型医療施設として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。		
5 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。		
6 別に厚生労働大臣が定める勤務を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		
イ 夜間勤務等看護(I) ロ 夜間勤務等看護(II) ハ 夜間勤務等看護(III)		
7 23単位 14単位 14単位 7単位		

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護

護療型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する

初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定

介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120

単位を所定単位数に加算する。ただし、10日を算定している場合は、算定しない。

8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数

に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

9 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に

退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度とし

て所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び

最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

10 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は

診療所において当該診療が行わされた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1

日につき362単位を算定する。

11 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後

引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、療養

型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養施設サービス費(1)若しくは療養型介護療養施

設サービス費(1)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費(1)若しくは療養型経過型介護療養

施設サービス費(1)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(1)

(1)の療養型介護療養施設サービス費(1)、(4)若しくは(5)、療養型介護療養施設サービス費(1)の

疗養型介護療養施設サービス費(1)若しくは疗養型経過型介護療養施設サービス費(1)の疗養型経過型

介護療養施設サービス費(1)若しくは疗養型経過型介護療養施設サービス費(1)の疗養型経過型

介護療養施設サービス費(1)を算定する。

12 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費(1)、療養型介護療養

施設サービス費(1)若しくは疗養型経過型介護療養施設サービス費(1)若しくは疗养型介護疗

疗型介護疗养型介護疗养施设サービス费(1)、(4)若しくは(5)、疗养型介護疗养施设服务费(1)若

しくは疗养型经过型介護疗养施设服务费(1)若しくは疗养型经过型介護疗养施设服务费(1)若

c	退院時指導加算	400単位
d	退院時情報提供加算	500単位
e	退院前連携加算	500単位
(e)	老人訪問看護指示加算	300単位
(e)	注1 (e)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立つて当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導等の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合に、退院後1回を限度として算定する。	該入院患者が退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に對して該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
3 (e)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。	該入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。	
4 (e)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。	該入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に對して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。	
5 (e)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立つて当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に對して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。	該入院患者の退院時に、指定介護療養施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に對して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。	
(7) 案差マネジメント加算	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、案差マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。	14単位
(1) 退院時指導等加算	a 退院前訪問指導加算 b 退院後訪問指導加算	460単位 460単位

## (8) 経口移行加算

注 ① 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

② 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行なわれた場合であつても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## (9) 経口維持加算

① 経口維持加算(1)  
② 経口維持加算(2)

注 ① ④について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、損食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行なう場合に、当該計画が作成されている場合は、当該指示を受ける管理栄養士又は栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行なった場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

② ④については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持計算(1)を算定している場合であつて、入院患者の経口による総院的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第2条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

③ 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## (10) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科衛生士が別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

28単位

## (11) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

## (12) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定めた療養食を提供したときは、1月につき所定単位数を加算する。

## (13) 在宅復帰支援費加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1月につき所定単位数を加算する。

## (14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

## (15) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対する専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

## (16) 認知症専門ケア加算(1)

(2) 認知症専門ケア加算(2)

## (17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養型医療施設サービスを行なった場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1月につき所定単位数を加算する。

## (18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行なった場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

## (19) サービス提供体制強化加算(1)

(2) サービス提供体制強化加算(2)

## (20) サービス提供体制強化加算(3)

## (21) サービス提供体制強化加算(4)

## (22) サービス提供体制強化加算(5)

## (23) サービス提供体制強化加算(6)

## (24) サービス提供体制強化加算(7)

## (25) サービス提供体制強化加算(8)

110単位

## (26) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

## (27) 口腔衛生管理体制加算(1)

## (28) 口腔衛生管理体制加算(2)

## (29) 口腔衛生管理体制加算(3)

## (30) 口腔衛生管理体制加算(4)

## (31) 口腔衛生管理体制加算(5)

## (32) 口腔衛生管理体制加算(6)

## (33) 口腔衛生管理体制加算(7)

## (34) 口腔衛生管理体制加算(8)

## (35) 口腔衛生管理体制加算(9)

## (36) 口腔衛生管理体制加算(10)

## (37) 口腔衛生管理体制加算(11)

## (38) 口腔衛生管理体制加算(12)

## (39) 口腔衛生管理体制加算(13)

## (40) 口腔衛生管理体制加算(14)

## (41) 口腔衛生管理体制加算(15)

## (42) 口腔衛生管理体制加算(16)

## (43) 口腔衛生管理体制加算(17)

## (44) 口腔衛生管理体制加算(18)

18単位

12単位

6単位

6単位

## (18) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に極めて、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(+) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(-) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(I) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(I) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

□ 治療病床を有する診療所における介護療養施設サービス費 (1日ににつき)

(+) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

(-) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(I)

b 診療所型介護療養施設サービス費(I)

c 診療所型介護療養施設サービス費(I)

d 診療所型介護療養施設サービス費(I)

e 診療所型介護療養施設サービス費(I)

f 診療所型介護療養施設サービス費(I)

g 診療所型介護療養施設サービス費(I)

h 診療所型介護療養施設サービス費(I)

i 診療所型介護療養施設サービス費(I)

j 診療所型介護療養施設サービス費(I)

k 診療所型介護療養施設サービス費(I)

l 診療所型介護療養施設サービス費(I)

m 診療所型介護療養施設サービス費(I)

n 診療所型介護療養施設サービス費(I)

o 診療所型介護療養施設サービス費(I)

p 診療所型介護療養施設サービス費(I)

q 診療所型介護療養施設サービス費(I)

r 診療所型介護療養施設サービス費(I)

s 診療所型介護療養施設サービス費(I)

t 診療所型介護療養施設サービス費(I)

u 診療所型介護療養施設サービス費(I)

v 診療所型介護療養施設サービス費(I)

III 要介護 3	848単位
IV 要介護 4	897単位
V 要介護 5	948単位
(+) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
i 要介護 1	546単位
ii 要介護 2	590単位
iii 要介護 3	633単位
iv 要介護 4	678単位
v 要介護 5	721単位
(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	652単位
ii 要介護 2	695単位
iii 要介護 3	739単位
iv 要介護 4	782単位
v 要介護 5	826単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日ににつき)	
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	623単位
ii 要介護 2	672単位
iii 要介護 3	720単位
iv 要介護 4	768単位
v 要介護 5	817単位
(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	650単位
b 要介護 2	702単位
c 要介護 3	853単位
d 要介護 4	942単位
e 要介護 5	
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	748単位
b 要介護 2	797単位
c 要介護 3	845単位
d 要介護 4	893単位
e 要介護 5	942単位
(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	755単位
b 要介護 2	827単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	978単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	915単位
e 要介護 5	965単位
(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	775単位
b 要介護 2	825単位
c 要介護 3	872単位
d 要介護 4	921単位
e 要介護 5	
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	784単位
b 要介護 2	833単位
c 要介護 3	880単位
d 要介護 4	929単位
e 要介護 5	978単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	793単位
b 要介護 2	842単位
c 要介護 3	889単位
d 要介護 4	938単位
e 要介護 5	987単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	802単位
b 要介護 2	851単位
c 要介護 3	898単位
d 要介護 4	947単位
e 要介護 5	996単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	811単位
b 要介護 2	860単位
c 要介護 3	907単位
d 要介護 4	956単位
e 要介護 5	1005単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1014単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	829単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	925単位
d 要介護 4	974単位
e 要介護 5	1023単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	838単位
b 要介護 2	887単位
c 要介護 3	934単位
d 要介護 4	983単位
e 要介護 5	1032単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	847単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	943単位
d 要介護 4	992単位
e 要介護 5	1041単位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	856単位
b 要介護 2	905卖位
c 要介護 3	952卖位
d 要介護 4	1001卖位
e 要介護 5	1050卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	865卖位
b 要介護 2	914卖位
c 要介護 3	961卖位
d 要介護 4	1009卖位
e 要介護 5	1058卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	874卖位
b 要介護 2	923卖位
c 要介護 3	970卖位
d 要介護 4	1017卖位
e 要介護 5	1067卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	883卖位
b 要介護 2	932卖位
c 要介護 3	979卖位
d 要介護 4	1025卖位
e 要介護 5	1075卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	892卖位
b 要介護 2	941卖位
c 要介護 3	988卖位
d 要介護 4	1033卖位
e 要介護 5	1083卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	901卖位
b 要介護 2	950卖位
c 要介護 3	997卖位
d 要介護 4	1045卖位
e 要介護 5	1093卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	910卖位
b 要介護 2	959卖位
c 要介護 3	1006卖位
d 要介護 4	1094卖位
e 要介護 5	1142卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	919卖位
b 要介護 2	968卖位
c 要介護 3	1015卖位
d 要介護 4	1103卖位
e 要介護 5	1151卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	928卖位
b 要介護 2	977卖位
c 要介護 3	1024卖位
d 要介護 4	1111卖位
e 要介護 5	1159卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	937卖位
b 要介護 2	986卖位
c 要介護 3	1033卖位
d 要介護 4	1120卖位
e 要介護 5	1167卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	946卖位
b 要介護 2	995卖位
c 要介護 3	1042卖位
d 要介護 4	1128卖位
e 要介護 5	1175卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	955卖位
b 要介護 2	1004卖位
c 要介護 3	1051卖位
d 要介護 4	1135卖位
e 要介護 5	1182卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	964卖位
b 要介護 2	1013卖位
c 要介護 3	1058卖位
d 要介護 4	1142卖位
e 要介護 5	1189卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	973卖位
b 要介護 2	1022卖位
c 要介護 3	1067卖位
d 要介護 4	1156卖位
e 要介護 5	1203卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	982卖位
b 要介護 2	1031卖位
c 要介護 3	1076卖位
d 要介護 4	1165卖位
e 要介護 5	1212卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	991卖位
b 要介護 2	1040卖位
c 要介護 3	1085卖位
d 要介護 4	1179卖位
e 要介護 5	1229卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1000卖位
b 要介護 2	1049卖位
c 要介護 3	1134卖位
d 要介護 4	1218卖位
e 要介護 5	1246卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1009卖位
b 要介護 2	1058卖位
c 要介護 3	1143卖位
d 要介護 4	1222卖位
e 要介護 5	1250卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1018卖位
b 要介護 2	1067卖位
c 要介護 3	1152卖位
d 要介護 4	1231卖位
e 要介護 5	1258卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1027卖位
b 要介護 2	1076卖位
c 要介護 3	1161卖位
d 要介護 4	1240卖位
e 要介護 5	1266卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1036卖位
b 要介護 2	1085卖位
c 要介護 3	1170卖位
d 要介護 4	1249卖位
e 要介護 5	1273卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1045卖位
b 要介護 2	1094卖位
c 要介護 3	1189卖位
d 要介護 4	1258卖位
e 要介護 5	1286卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1054卖位
b 要介護 2	1103卖位
c 要介護 3	1198卖位
d 要介護 4	1267卖位
e 要介護 5	1299卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1063卖位
b 要介護 2	1112卖位
c 要介護 3	1207卖位
d 要介護 4	1276卖位
e 要介護 5	1311卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1072卖位
b 要介護 2	1121卖位
c 要介護 3	1216卖位
d 要介護 4	1285卖位
e 要介護 5	1319卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1081卖位
b 要介護 2	1130卖位
c 要介護 3	1225卖位
d 要介護 4	1294卖位
e 要介護 5	1332卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1090卖位
b 要介護 2	1139卖位
c 要介護 3	1234卖位
d 要介護 4	1303卖位
e 要介護 5	1351卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1109卖位
b 要介護 2	1148卖位
c 要介護 3	1243卖位
d 要介護 4	1312卖位
e 要介護 5	1360卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1118卖位
b 要介護 2	1157卖位
c 要介護 3	1252卖位
d 要介護 4	1321卖位
e 要介護 5	1369卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1127卖位
b 要介護 2	1166卖位
c 要介護 3	1257卖位
d 要介護 4	1330卖位
e 要介護 5	1377卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1136卖位
b 要介護 2	1175卖位
c 要介護 3	1266卖位
d 要介護 4	1341卖位
e 要介護 5	1385卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1145卖位
b 要介護 2	1184卖位
c 要介護 3	1275卖位
d 要介護 4	1350卖位
e 要介護 5	1393卖位
(+) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	1154卖位
b 要介護 2	1193卖位
c 要介護 3</	

## (4) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	915単位
e 要介護 5	965単位

注 1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の療養病床に係る病室であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の1/10分(97)に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、身体拘束禁止未実施算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所型介護療養施設基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、14を算定している場合は、算定しない。

6 入院患者に対して居宅における外泊を認めめた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

7 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

8 平成17年9月30において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)又は診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)を支給する場合は、

当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)を算定する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)を支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)、(Ⅵ)若しくは(Ⅶ)又は診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者  
ハ 著しい精神状態により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

## (4) 退院時指導等加算

(-) 退院時等指導加算	460単位
a 退院前訪問指導加算	460単位
b 退院後訪問指導加算	400単位
c 退院時指導加算	500単位
d 退院時情報提供加算	500単位
e 退院前連携加算	300単位

注 1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立つて当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回(入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回)を限度として算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養院患者及びその家族等に対して、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養院患者の同意を得て、当該入院患者の退院時に先立つて当該入院患者の同意を得て、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (一)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション・指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 栄養マネジメント加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

14単位

30単位

## (6) 経口移行加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## (7) 経口維持加算

## (一) 経口維持加算(I)

## (二) 経口維持加算(II)

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食能力障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行ない、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士又は栄養士が、栄養指導を受けている場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない)。

2 (二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設基準第2条第2項第1号に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であつても、摂食能力障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

## (8) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 28単位

## (9) 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

## (10) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

## (11) 在宅復帰支援機能加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

ロ 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

## (12) 特定診療費

注 入院患者に対して、認知症の家族との連絡調整を行っていること。

## (13) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

(2) 認知症専門ケア加算(II)

## (14) 認知症行動・心理状況緊急対応加算

注 医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1月につき所定単位数を加算する。

## (15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

(二) サービス提供体制強化加算(II)

(三) サービス提供体制強化加算(III)

注 口腔衛生管理体制加算(一)、(二)、(三)の合計

## 110単位

## 18単位

## 12単位

## 6単位

30単位  
18単位  
12単位  
6単位  
6単位

16 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してゐる介護職員の賃金の改善等を実施していくものとし、又は専門的知識・技能を有する者を介護職員として雇用する場合においては、其の賃金の改善等を実施していくものとする。

のこして都道府県知事に届け出るに指定<sup>1)</sup>被扶養空室医療施設が、入院患者に対して、指定<sup>1)</sup>医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、

次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいすゞの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員待遇改善加算(II)  
※ ランク (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(回) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

11) 認知症患型介護療養施設サービス費（1日につき）  
認知症専用型介護療養施設料一泊11,111円

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

要介護 2  
要介護 1  
96.7単位  
1,031単位

1.095单位  
1.159單位  
要介護3  
要介護4  
iii iv

要介護5  
特別加害者用刑令適用基準並付表一  
1.223単位

要介護3  
要介護2  
要介護1  
1,200単位  
1,137単位

iv 要介護4  
要介護5  
1,265単位  
1,328単位

## (二) 認知症疾患型介護施設サービス費(1)

912單位  
要介護1  
一般失智症|認知症加護院| - 入員(1)

要介護3  
要介護2  
要介護1  
979単位  
1,047単位

要介護4  
要介護5  
要介護  
iv  
v

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(単位:円)

1,018单位  
1,085单位

要介護3 3  
要介護4 4  
1151単位  
1220単位  
iv iii

V 要介護5  
認知症高齢介護看護師認定士認修  
1,286単位

## a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)

要介護1 1  
要介護2 ii  
884単位  
950単位

要介護3	iii
要介護4	iv
要介護5	v
1,015単位	1,080単位
1,145単位	

(b) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	b i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	990単位 1,055単位 1,121単位 1,186単位 1,250単位
(c) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	a i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	869単位 933単位 1,061単位 1,125単位
(d) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅲ)	a i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	974単位 1,039単位 1,102単位 1,167単位 1,230単位
(e) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅳ)	b i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	810単位 874単位 938単位 1,002単位 1,066単位
(f) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅴ)	c i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	916単位 979単位 1,044単位 1,108単位 1,171単位
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	d i 要介護 1 ii 要介護 2 iii 要介護 3 iv 要介護 4 v 要介護 5	717単位 780単位 845単位 909単位 973単位
(g) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ)	e a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	823単位 886単位 950単位 1,015単位 1,078単位
884単位		
950単位		
1,015単位		
1,080単位		
1,145単位		

(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1) (+) a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
i 要介護 1	1,093単位
ii 要介護 2	1,157単位
iii 要介護 3	1,221単位
iv 要介護 4	1,285単位
v 要介護 5	1,349単位
(+) b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,093単位
ii 要介護 2	1,157単位
iii 要介護 3	1,221単位
iv 要介護 4	1,285単位
v 要介護 5	1,349単位
(+) c ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	1,038単位
ii 要介護 2	1,105単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,240単位
v 要介護 5	1,306単位
(+) d ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	1,038単位
ii 要介護 2	1,105単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,240単位
v 要介護 5	1,306単位
注1 老人性認知症疾患型介護療養施設(指定介護療養型医療施設基準第2条第3項に規定する老人性認知症疾患型介護療養施設をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出による老人性認知症疾患型介護療養施設において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1につき所定単位数を減算する。	
3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束禁止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	
4 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。	
5 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であつて、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。	
6 平成17年9月30日において從来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き継ぎ從来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(1)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患	

型介護療養施設サービス費(Ⅳ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅶ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅷ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅸ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅹ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅺ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅻ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅼ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅽ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅾ)を算定する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅳ又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅳ又は認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅴの認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅳ又は認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅴの認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅰ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅲ、認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅳ又は認知症疾患型介護療養施設サービス費Ⅴを算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそ  
れがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(4) 初期加算  
入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。  
(5) 退院時指導等加算  
(+) 退院時等指導加算

(二) 老人訪問看護指示加算	b 退院後訪問指導加算 c 退院時指導加算 d 退院時情報提供加算 e 退院前退撫加算	460單位 460單位 400單位 500單位 500單位 300單位
----------------	--	--

11 (b)のa)については、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立つて当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。  
12 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。  
(b)については、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。  
入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (一)について、入院期間が 1 月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対し、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。
- 4 (一)については、入院期間が 1 月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回限り算定する。
- 5 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 6 (一)の(i)については、入院期間が 1 月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立つて当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。
- 7 (二)について、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問看護看護(訪問看護サービスを行う場合に限る)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービス又は地域密着型サービスに必要な情報と認め、当該入院患者の選定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問看護サービスを行なう場合に限る)の利用が必要であると認め、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。
- (6) 栄養マネジメント加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1 につき所定単位数を加算する。
- (7) 経口移行加算
- 14 単位
1. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定しない。
2. 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であつても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (8) 経口維持加算
- (一) 経口維持加算(I)
- (二) 経口維持加算(II)

注 1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行なう場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注 3において同じ)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行なった場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して 6 月以内の期間に限り、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は(二)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定介護療養型医療施設第 2 条第 3 項第 1 号に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

2 (一)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護療養型医療施設が、経口維持加算(II)を算定している場合であつて、入院患者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるため特別な管理が必要とされるものに対するものとする。

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して 6 月を超えた場合であつても、摂食能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるため特別な管理が必要とされるものに対するものとする。

#### (9) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科衛生師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を 1 回以上行っている場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

#### (10) 口腔衛生管理体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月 4 回以上行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

#### (11) 栄養食加算

18 単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める栄養食を提供したときは、1 月につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 入院患者の年齢、心身の状況によつて適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていないこと。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行なわれていること。

#### (12) 在宅復帰支給加算

10 単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあつては、1 月につき所定単位数を加算する。  
イ 入院患者の家族との連絡調整を行つてのこと。  
ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行つてのこと。

